

〔平成19年4月2日決定〕  
〔平成20年1月8日改定〕

## 法務省事後評価の実施に関する計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条の規定及び法務省政策評価に関する基本計画に基づき，法務省事後評価の実施に関する計画（以下「本実施計画」という。）を以下のとおり定める。

### 1 計画期間

本実施計画の計画期間は，平成19年度の1年間とする。

### 2 事後評価の対象とする政策

法務省の当面の重要施策及び成果重視事業（注）を含む施策を中心として，1年ないし3年程度の周期で事後評価の対象とする（具体的には別添のとおり。）。

### 3 実施計画の見直し

本実施計画は，政策評価の実施状況，政策効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査及び研究の成果並びに開発の動向等を踏まえ，適宜適切に政策所管部局の意見を聴いた上で，所要の見直しを行うものとする。

（注）「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月21日閣議決定）において，成果目標（Plan） - 予算の効率的執行（Do） - 厳格な評価（Check） - 予算への反映（Action）を実現する予算制度を定着させるために導入されたもの。

## 平成19年度に事後評価の対象とする施策等

政策体系上の位置付け	施策の名称 【施策の目標，指標等の掲載頁】	評価対象
- 1 - (1)	社会経済情勢に即応した基本法制の整備 【P.3～P.6】	
- 2 - (1)	総合法律支援の充実強化	
- 2 - (2)	裁判員制度の啓発推進 【P.7～P.8】	
- 2 - (3)	法曹養成制度の充実	
- 2 - (4)	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	
- 2 - (5)	法教育の推進	
- 3 - (1)	法務に関する調査研究 【P.9～P.12】	
- 4 - (1)	適正迅速な検察権の行使	
- 4 - (2)	検察権行使を支える事務の適正な運営 【P.13～P.14】	
- 5 - (1)	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	
- 5 - (2)	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	
- 5 - (3)	矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進 【P.15～P.16】	
- 6 - (1)	保護観察対象者等の改善更生 【P.17～P.19】	
- 6 - (2)	犯罪予防活動の助長 【P.20～P.21】	
- 6 - (3)	医療観察対象者の社会復帰	
- 7 - (1)	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 【P.22～P.24】	
- 8 - (1)	団体の規制処分の適正な審査・決定	
- 9 - (1)	登記事務の適正円滑な処理 【P.25～P.28】	
- 9 - (2)	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理	
- 9 - (3)	債権管理回収業の審査監督	
- 10 - (1)	人権の擁護 【P.29～P.32】	
- 11 - (1)	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理 【P.33～P.34】	
- 12 - (1)	出入国の公正な管理 【P.35～P.38】	
- 13 - (1)	法務行政の国際化への対応	
- 13 - (2)	法務行政における国際協力の推進	
- 14 - (1)	法務行政に対する理解の促進	
- 14 - (2)	施設の整備	
- 14 - (3)	法務行政の情報化	
- 14 - (4)	職員の多様性及び能力の確保	

(注) 政策体系は、「法務省政策評価に関する基本計画」の別紙1に記載

評価対象	社会経済情勢に即応した基本法制の整備
所管部局	大臣官房秘書課・民事局・刑事局
評価方式	総合評価方式【評価時期：平成22年度（本年度は中間報告を実施）】
課題の内容	<p>1 課題・ニーズ</p> <p>現在、我が国は、新たな世紀にふさわしい国の形を造る大転換期にあり、自由かつ公正な経済社会を築き、世界的規模で広がる大競争時代を勝ち抜いて大いなる発展を遂げるため、国民の活発でより成熟した経済活動の土台となる諸制度の抜本的改革が求められている。</p> <p>とりわけ、経済活動にかかわる民事・刑事基本法制の整備は、透明なルールと自己責任の原則に貫かれた事後監視・救済型社会の実現に不可欠の基盤形成として極めて重要であり、我が国の将来の決定的要素となるものである。</p> <p>2 目的・目標</p> <p>上記の課題に対応するためには、まず、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、企業等の自由な経済活動が可能となるように民事基本法制を整備することが必要であり、これによって、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され、我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。また、社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応するように、刑事基本法制を整備することが必要であり、これによって、事後監視・救済型社会の基盤を形成し社会の安定に資することになる。さらに、国民に分かりやすい司法を実現するためには、法令を理解しやすいものとすることが不可欠であり、これによって、透明なルールに貫かれた事後監視・救済型社会の基盤形成をより実りのあるものとする事となる。</p> <p>法務省では、このような観点から、平成13年度から5年程度の期間を目途として、集中的に、経済活動にかかわる基本法制の整備に取り組んでいたが、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）を踏まえ、さらなる基本法制の整備を行うため、その期間を平成21年度末まで延長し、検討を行う。その具体的内容は以下のとおりである。</p> <p>【民事関係】</p> <p>企業経営の効率化、業務執行の適正化や高度情報化への対応が強く要請されるに至っており、また、新規企業の資金調達需要の増大、株式等の証券についての店頭市場の整備等に伴い、企業の資金調達に関する環境整備が求められている状況にあることを踏まえ、企業統治の実効性を確保し、国際的に整合性のとれた制度を構築するとともに、高度情報化に対応した効率的かつ確実な株主総会運営、資金調達の円滑化・流通性の確保、投資家の保護等を図ることにより、我が国の企業の競争力の強化を図るため、会社の機関のあり方、会社情報の適切な開示のあり方、株主総会運営の方法、資金調達の方法等に関する商法の規定を整備する。</p> <p>社会や経済の著しい変化に適切に対応した法制度を構築するため、担保・執行法</p>

制，区分所有法を現代社会に一層適合させるよう整備するとともに，保険法（商法第2編第10章）の全面的な見直しを行う。また，債権法（民法第3編）の抜本の見直しに向けた検討を開始する。

速やかかつ合理的な破たん処理，企業再建等を行うことを可能とし，経営資源の有効活用等を図るため，倒産法制を整備し，手続の簡素・合理化や社会情勢の変化に対応した実体規定の見直し等を行う。

司法の国民的基盤の確立のためには，分かりやすい司法を実現する必要がある，その前提として，司法判断の基礎となる法令の内容自体が国民にとって分かりやすいものであることが極めて重要であるところ，我が国の基本的な法令の中には，民法の一部や商法など，明治時代に制定され，依然としてカタカナの文語体で表記され，現在では使われていない用語が使用されているものや，条文引用の方法等が煩雑であるものなど，法律専門家以外には容易に理解できないとの指摘がなされているものがあることから，こうした基本的法令の表記を分かりやすいひらがなの口語体に改めるなどの整備を行う。

#### 【刑事関係】

クレジットカード等の支払用カードの偽造等の事案が多発している状況にかんがみ，支払用カードに対する社会的信用を確保するため，支払用カードたる電磁的記録の不正作出等の行為に対する罰則を整備する。

長引く不況を反映して，企業や個人の相次ぐ倒産，不良債権処理が問題となっているところ，悪質な資産隠し等の手口による民事執行等の妨害などの事案に対し，実効的に対処できるよう，これら妨害に対する罰則を整備する。

近年，企業活動に伴う様々な違反行為が後を絶たず，その刑事責任の在り方が問われており，国民が安心して暮らせる社会，ルールに従った健全な企業活動が営まれる活力ある社会を確保するため，企業活動において重要な役割を果たしている法人の刑事責任の在り方について見直す。

近年，コンピュータが社会の各般の分野で広範に利用され，その利用者が急速に拡大するとともに，利用形態もコンピュータを単独で用いる形態からインターネットなど地球規模のオープンなネットワークとしての利用形態に急速な変化を遂げてきている。このような状況変化に伴い，コンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪も増加しているところ，我が国の治安や社会経済の秩序を維持するためには，ハイテク犯罪に的確に対応し得るための法整備を行うことが不可欠であり，ハイテク犯罪の特質を踏まえて実体法及び手続法を整備する。

### 3 具体的内容

- (1) 法制整備の体制については，平成12年11月8日，通商産業省・総務省からの合計3名の応援を含む，民事局・刑事局の基本法制担当者によるプロジェクトチームを設置し，積極的，集中的に基本法制の整備に取り組んできたところであるが，さらに積極的，集中的に法制整備を進めるため，平成13年4月，内閣の支援を得て，時限的に，参事官を中心とする作業班を増強し，現在，約40名からなる民事刑事基本法

制プロジェクトチームにより作業を進めている。

(2) 法整備の具体的内容（・は平成19年3月31日現在で整備済みのもの、 は平成20年ころまでに整備予定のもの）

民事関係

ア 商法

- ・株主総会運営等におけるITの活用，ストック・オプション制度の見直し
- ・株主総会と取締役会の権限配分の見直し等を含む株式会社法制の抜本の見直し
- ・条文について，平仮名・口語体とするための検討
- ・利用しやすい中小会社法制を構築するという観点からの有限会社法の抜本的な見直し
- ・会社法の整備
- ・保険法の見直し

等

イ 民法及びその関連法

- ・中間法人制度の創設（平成20年12月1日に施行される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく一般社団法人制度に統合）
- ・担保・執行法制，区分所有法について，現代社会に一層適合させるよう所要の法整備
- ・民法典（第一編から第三編まで）を平仮名・口語体とする
- ・信託法について，信託制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの全面的な見直し
- ・電子記録債権制度の創設

等

ウ 倒産法

- ・会社更生法及び破産法等について，手続の簡素，合理化や倒産実体法の見直しなどの観点からの大幅な見直し
- ・特別清算制度の見直し

等

エ 民事訴訟法等

- ・民事司法制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの，民事訴訟法の見直し及び人事訴訟手続法の全面的な見直し

等

オ その他

- ・法の適用に関する通則法の整備

刑事関係

ア 経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備

- ・支払用カードの偽造等犯罪に関する罰則の整備
- ・倒産犯罪等に関する罰則の整備
- 民事執行，民事保全の妨害に関する犯罪に対する罰則の整備
- 企業の刑事責任の在り方の見直し

等

イ IT革命の推進等に伴う刑事関係法令（実体法・手続法）の整備

- ハイテク犯罪に対する罰則の整備

## 評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は、我が国の基本法制を事後監視・救済型社会の基盤として有効で、社会経済情勢に対応したものとするためのものである。

そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、民事・刑事基本法制の整備によりもたらされる効果を分析して、必要にして十分な法制の整備が行われているかを評価することとなる。本件政策課題である基本法制の整備は、上記のとおり、平成13年度から平成21年度末の期間を目途とするものであり、その評価は、基本法制の整備を終えた後に行うこととなるが、今回は、平成19年度における立法作業の状況の説明を中心とする。

## 備 考

<関係する法令，施政方針演説等（主なもの）>

「平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成18年1月20日閣議決定)

評価対象	裁判員制度の啓発推進（成果重視事業）
所管部局	刑事局
評価方式	総合評価方式【評価時期：平成21年度（本年度は中間報告を実施）】
課題の内容	<p>1 課題・ニーズ</p> <p>21世紀の我が国社会を自由で活力のあるものにするために、様々な構造改革を通じて、事前規制・調整型社会から事後チェック・救済型社会への転換が進められているところ、そのような社会においては、司法の役割はこれまで以上に大きくなり、司法がその機能を十全に果たすためには、国民からの幅広い支持と理解を得て、その国民的基盤を確立することが不可欠である。</p> <p>そのためには、国民が広く司法の運用全般について多様な形で参加することが期待されること、国民が裁判の過程に参加し、その感覚が裁判内容により反映されるようになることによって、司法に対する国民の理解や支持が深まり、司法がより強固な国民的基盤を得ることが可能となることなどを踏まえて、平成16年5月、国民の司法参加を実現する「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立するに至り、同法律は、平成21年5月までに施行することとされている。</p> <p>2 目的・目標</p> <p>裁判員制度は、国民の中から選任された裁判員が、裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することにより、司法に対する国民の理解を増進させ、また、その信頼の向上に資するものである一方で、裁判員となった国民には、出頭義務、守秘義務といった全く新たな義務を課すものである。そのため、本法律の所管省庁である法務省は、国民に対し、本法律の意義及び内容を正確に伝え、法施行前に国民が抱く制度への不安感等を解消し、国民に、進んで制度に参加するという意識を持ってもらえるように取り組む責務を担っており、国民に対する裁判員制度の認知率を100パーセントにするとともに、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ者の割合を全体の7割以上とすることを目標とする。</p> <p>3 具体的内容</p> <p>平成16年7月1日に刑事局総務課内にプロジェクトチームを設置し、最高裁判所、日本弁護士連合会、関係省庁との緊密な連携の下、広報ポスター及びリーフレットの作製、制度に関する説明会の開催などの積極的な広報・啓発活動に取り組んでいる。また、最高検察庁を始めとする全国各検察庁においては、職員一人ひとりがそれぞれ広報官であるとの認識の下、ポスター・リーフレットの掲示・配布、地方自治体や関係団体などに対する説明・協力依頼などの広報・啓発活動に取り組んでいる。</p>
評価手法等	<p>裁判員制度は、国民の自覚とこれに基づく協力の下で初めて我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるものであり、平成21年からの制度施行を円滑なものとするためには、国民が裁判員として裁判に参加することの意義、制度の具体的内容</p>

等についての広報・啓発活動を推進して国民の理解と協力を得ることが不可欠である。

そこで、本件総合評価においては、制度の認知率及び参加意識の向上の程度について、世論調査等の客観的な数値結果に基づき、これを分析して評価を行うこととなる。本件施策は、制度施行の直前である平成20年度末までを目途とするものであり、また、平成18年度からは、平成20年度までの3年間を目標期間とする成果重視事業とされたことから、その評価は、上記期間経過後に行うこととなる。

備 考

<関係する法令，施政方針演説等（主なもの）>

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）

第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（裁判員制度等の着実な実施）

内閣総理大臣閣議発言（平成19年5月，内閣を挙げての広報活動への取組）



評価対象	法務に関する調査研究（配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究）
所管部局	法務総合研究所
評価方式	事業評価方式（平成17年度事前評価）
事業等の内容	<p>1 課題・ニーズ</p> <p>当研究部においては、平成12年度以降、児童虐待をテーマとする個別研究を3回、配偶者暴力(ドメスティック・バイオレンス)をテーマとする個別研究を1回実施した。</p> <p>両テーマは、現在も社会の高い関心を集めており、どちらも関連法の整備が進み、被害者保護が積極的に図られるようになってきた。その一方で、加害者への働き掛けの重要性も改めて認識され、その更生をいかに援助して新たな被害者を生まないようにするか、ということが重要な課題となっており、関係省庁、地方自治体等で加害者に対する働き掛けが試みられるとともに、新たな施策が検討されている。</p> <p>また、当研究部における調査からは、少年院在院者の相当数が被虐待経験を有していること、配偶者暴力と児童虐待とは家庭内において併発している場合もあることなどがわかる。</p> <p>2 目的・目標</p> <p>これまでの研究成果を踏まえつつ、配偶者暴力及び児童虐待の加害者の実態、被虐待経験と非行・犯罪との関連等について更に調査するとともに、加害者の更生へ向けての処遇方法について、多角的に検討を加え、新たな施策立案のための資料を提供することを目的とする。</p> <p>3 具体的内容</p> <p>(1) 研究期間</p> <p>平成18年度から平成19年度の2か年計画</p> <p>(2) 研究内容</p> <p>ア 保護観察類型別処遇において、「家庭内暴力（配偶者に対する暴力又は子供に対する虐待）」類型に認定されたものについて、関係記録を閲覧又は収集し、その属性及び成り行きを調査する。</p> <p>イ 配偶者暴力又は児童虐待を原因として服役中の受刑者に対し、インタビュー調査を行う。</p> <p>ウ 海外における法制度、加害者更生プログラム及びその効果測定方法について、文献を収集するとともに、現地に出張して、詳細な調査を行う。</p>
事前評価の概要	<p>【必要性】 配偶者暴力及び児童虐待は社会の高い関心を集めており、国として取り組むべき喫緊の課題となっている。どちらの問題も、その対応においては、被害者の保護とともに、加害者の更生のための指導が重要であり、それに関連した調査研究を推進する必要がある。</p> <p>【効率性】 当所には、当該研究に関する蓄積がある上に、矯正・保護の現場において、</p>

配偶者暴力や児童虐待の加害者を含む犯罪者の処遇実務に当たってきた研究官が配置されており、豊富な経験と知識を生かし、効率の良い研究を行うことができる。

【有効性】 本研究の成果は、報告書として刊行され、法務省関係職員の職務上の資料となるほか、関係機関・団体における取組の有用な参考資料になるものである。

【評価】 本研究を実施することは、上記のとおり、必要性、効率性、有効性の観点から有意義であると認められる。本研究の成果を関係機関・団体における取組の有用な参考資料として提供するなどの成果が期待される。

#### 評価手法等

外部評価機関である「研究評価検討委員会」(学者委員8名、法務省の他部局員5名計13名により構成)における評価結果を評価手法とする。(評価結果の概要は、法務総合研究所ホームページ<http://www.moj.go.jp/HOUSO/index.html>へ掲載)

#### 備考

<関係する法令、施政方針演説等(主なもの)>

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)

「男女共同参画基本計画(第2次)」(平成17年12月27日閣議決定)

第2部の7の(1)のイ「女性に対する暴力に関する調査研究等」

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)

評価対象	法務に関する調査研究（高齢犯罪者に関する総合的研究）
所管部局	法務総合研究所
評価方式	事業評価方式（平成17年度事前評価）
事業等の内容	<p>1．課題・ニーズ</p> <p>平成16年版犯罪白書において、我が国の刑務所では高齢受刑者が増加しており、欧米諸国に比較しても高齢受刑者の構成比が高いことが分かった。このような状況から、今後、高齢受刑者に対する処遇の在り方等を検討していくことが重要になっている。</p> <p>2．目的・目標</p> <p>我が国の高齢受刑者の実態を明らかにするとともに、海外諸国における高齢受刑者の収容状況、処遇の実情等を調査し、我が国における高齢受刑者に対する適切な処遇方策等を検討する上での基礎的な資料を提供することを目的とする。</p> <p>3．具体的内容</p> <p>(1) 研究期間</p> <p>平成18年度から平成19年度の2か年計画</p> <p>(2) 研究内容</p> <p>ア 各種統計による高齢受刑者の現状等に関する分析</p> <p>(ア) 矯正統計年報等により、我が国の受刑者中、高齢受刑者の新受刑者数、罪名、刑期、入所度数、暴力団関係の有無等について、年次を追って調査し、経年変化等について分析する。</p> <p>(イ) 米国、英国、ドイツ、フランス、北欧諸国、韓国等海外諸国における統計資料を入手し、人口に占める高齢化の状況、高齢受刑者の現状等について国際比較を行う。</p> <p>イ 高齢受刑者に関する実態調査及び意識調査</p> <p>(ア) 調査票を作成し、一定数の高齢受刑者を対象に、刑事施設職員に依頼し、受刑に至った犯罪に関する事項、当該受刑者の資質、生育歴、犯罪歴、家族関係、帰住予定先、所内での生活の行状等について調査し、高齢受刑者の現状を分析する。</p> <p>(イ) 一定の高齢受刑者を対象に、受刑者自身に調査票を記入させる等の方法により、所内の生活に対する意識、犯行及び罪に償いに関する意識、将来に関する意識（生活設計、不安な点等）など、高齢受刑者の意識を明らかにする。</p> <p>ウ 海外諸国における高齢受刑者に対する処遇の実情調査</p> <p>英国、ドイツ等我が国と一般社会の高齢化率が同程度の国のうち、2、3か国を対象に、高齢受刑者の増減の状況、高齢受刑者に対する処遇の実情について文献等により情報を収集するとともに、現地に出張して詳細な調査を行い、国際比較を行う。</p>
事前評価の概要	<p>【必要性】 最近の高齢受刑者の増加は、刑事施設における課題の一つであり、その処遇</p>

の在り方等を検討する必要性が認められ、その際の基礎資料として、当該研究を行う必要がある。

【効率性】 本研究は、刑務官としての実務経験がある研究官を中心として行う上、法務省の施設等機関である特性を生かし、刑事施設に全面的な協力を得て研究を行うため、手段の適正性・費用対効果の観点からも効率性は極めて高い。

【有効性】 本研究の結果は、法務省の関係職員に対する職務上の資料として取りまとめられ、今後の刑事施設における効果的な処遇を検討する上で、有効な資料となることが期待され、有効な研究であるといえることができる。

【評価】 本研究を実施することは、上記のとおり、必要性、効率性、有効性の観点から有意義であると認められる。本研究の成果を関係機関・団体における取組の有用な参考資料として提供するなどの成果が期待される。

評価手法等

外部評価機関である「研究評価検討委員会」(学者委員8名、法務省の他部局員5名計13名により構成)における評価結果を評価手法とする。(評価結果の概要は、法務総合研究所ホームページ<http://www.moj.go.jp/HOUSO/index.html>へ掲載)

備考

評価対象	検察権行使を支える事務の適正な運営		
所管部局	刑事局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	<p>検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。</p>		
達成目標 1	<p>適正な通訳人の確保のための対策を充実させる。</p>		
指標	通訳人に対する研修の実施状況	目標値等	-
達成目標 2	<p>犯罪被害者等に関する施策を充実させる。</p>		
指標	被害者支援員に対する研修の実施状況	目標値等	-
達成目標 3	<p>検察に関する広報活動を積極的に実施する。</p>		
指標	広報活動の実施状況	目標値等	- (実施回数については、対前年度増(平成18年度:12,999回))
基本的考え方	<p>1 課題・ニーズ、政策の必要性</p> <p>最近における犯罪情勢は、殺人等の凶悪重大事件、暴力団抗争事件などの国民の平穏な日常生活を脅かす犯罪が後を絶たない一方、来日外国人による薬物大量密輸事件等、犯罪の国際化が一段と進んでおり、我が国の治安回復は、いまだ道半ばとなっている。</p> <p>また、犯罪被害者等基本法及び同基本計画に基づき、犯罪被害者の保護・支援については、今後も、種々の施策を強力に進めていくことが求められている。</p> <p>このような情勢を背景に、検察に対する国民の期待はますます高まっており、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図ることが「世界一安全な国」の復活(国民が安全・安心に暮らせる社会の実現)に寄与することとなる。</p> <p>2 政策の実施方法</p> <p>外国人被疑者に対する適切な捜査に資するため、適正な通訳人の確保に努める。</p> <p>犯罪被害者等に対する施策を充実させる。</p> <p>検察に関する広報活動を積極的に実施する。</p> <p>3 基本目標と達成目標・指標との関係</p> <p>基本目標である「検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る」を実現するためには、</p> <p>(1) 国際化の進展に伴い外国人を被疑者とする事件が増加傾向にあることから、捜査手</p>		

続きにおける通訳の正確性・公平性をより一層確保するため達成目標1として「適正な通訳人の確保のための対策を充実させる」を設定した。

そして、その達成度については、通訳人を巡る実務上の諸問題についての検討に基づき、通訳人に対し、具体的にどのような研修を実施したかにより評価することが適当であることから、指標として、「通訳人に対する研修の実施状況」を設定した。

- (2) 平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」を踏まえ、検察においても犯罪被害者等に対する保護・支援体制の充実強化が求められていることから、達成目標2として、「犯罪被害者等に対する施策を充実させる」を設定した。

そして、その達成度については、犯罪被害者保護・支援に関する種々の施策のうち、検察庁に相談窓口を求めて来庁する犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護・支援に係る諸制度や関係機関に関する説明・情報提供を適切に実施することが基本的事項として求められており、このため、これに従事する地方検察庁に配置されている被害者支援員のスキルアップは必要不可欠であることから、これら被害者支援員に対し、必要な知識・技能を習得させるため、どのような研修を実施したかを検証することが適当であるので、指標として、「被害者支援員に対する研修の実施状況」を設定した。

- (3) さらに、検察が法秩序を維持し、社会正義を実現するためには、検察活動に対する国民の理解と協力を得ることが必要不可欠であるから、達成目標3として、「検察に関する広報活動を積極的に実施する」を設定した。

そして、その達成度については、どのような内容の広報活動を、どのような年齢層に対し、どの程度実施したかを総合的に評価することが適当であることから、指標として、「検察広報の実施状況」を設定した。

#### 測定方法等

刑事局所管課において、各指標に係る統計値を把握の上、それぞれの達成目標の達成度を総括的に評価する。

#### 備考

<関係する法令、施政方針演説等（主なもの）>

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(平成15年12月犯罪対策閣僚会議決定)

第3-3-(2) 通訳体制の確立

犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第19条(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

「犯罪被害者等基本計画」(平成17年12月閣議決定)

- 第2-3-(1)-イ

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(平成15年12月犯罪対策閣僚会議決定)

第1-1-(4) 国民の防犯意識を向上させるための広報啓発活動の推進

評価対象	矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進		
所管部局	矯正局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	<p>過剰収容に伴い増加する業務量に適切に対応し、かつ、矯正処遇の充実を図るために民間委託等を推進することとし、増員幅を抑制しつつ必要な要員を確保する。</p>		
達成目標	<p>要員確保のために必要な民間委託を推進する。</p>		
指標 1	民間委託率	目標値等	対前年度増
指標 2	P F I 事業の実施状況	目標値等	事業の円滑な実施
基本的考え方	<p>1 課題・ニーズ、政策の必要性</p> <p>刑事施設の過剰収容状況の長期化による収容関係業務の大幅な増加に伴い、職員の精神的・肉体的負担が増大しており、その結果、被収容者に対する適正な矯正処遇の水準を維持することが極めて困難な状況となっている。</p> <p>こうした状況の中、職員の過重負担を解消することにより、矯正処遇の充実を図り、被収容者の改善更生に資するためには、刑務官等の要員の確保が不可欠であり、職員の増員をもってしてもなお不足する要員については、民間委託を積極的に推進・展開することで、必要な配置ポストを確保していくとともに、民間資金等を活用した矯正施設の整備、維持管理及び運営に係る事業を着実に推進していく必要がある。</p> <p>なお、刑事施設における民間委託は、政府の行政改革の重要方針である「総人件費改革の実行計画」を受けて、平成18年6月30日に閣議決定された「国の行政機関の定員の純減について」の「重点事項の取組」として決定されているところである。</p> <p>2 政策の実施方法</p> <p>総務部及び処遇部における職務分担の見直しを図り、「民間ができることは民間に」という原則の下、民間委託を積極的に推進することにより配置職員を確保することで、本来、被収容者の処遇に携わるべき職員を、本来の配置に戻し、被収容者の円滑な社会復帰に向けた各種指導の充実を図る。併せて、民間資金等を活用した矯正施設の整備、維持管理及び運営に係る事業について、民間の資金、ノウハウ等を最大限に活用し、円滑に事業を実施していく。</p> <p>3 基本目標と達成目標・指標との関係</p> <p>基本目標である「過剰収容に伴い増加する業務量に適切に対応し、かつ、矯正処遇の充実を図るために民間委託等を推進することとし、増員幅を抑制しつつ必要な要員を確保する」を達成するに当たっては、刑務官等の職員について、被収容者の処遇に直接携わる配置箇所にも再配置をすることが必要であり、そのためには、被収容者の権利制限といった権利性が強い業務を除く、職員以外による実施が可能な業務（庁舎周辺警備・差入窓口受付等の業務）を精選し、その民間委託を推進していくことが必要であることが</p>		

ら、「要員確保のために必要な民間委託を推進する」を達成目標として設定した。また、その達成度合いについては、民間委託の推進の結果、職員数に占める民間委託ポスト数の割合がどのように変化したかによって測ることができることから、「民間委託率」を指標とした。

また、上記達成目標については、民間資金等を活用した矯正施設の整備、維持管理及び運営に係る事業がどの程度円滑に実施されたかという観点から評価することも必要であることから、「PFI事業の実施状況」を指標とした。

PFI (Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

#### 測定方法等

##### (1) 指標 1

測定時期：平成 20 年 3 月 31 日

測定方法等：平成 19 年度予算に基づき、刑事施設で実施した民間委託数を、同年度の刑事施設の職員数で除した上で測定する。

民間委託ポスト数 (平成 19 年度) / 職員数 (平成 19 年度)

(参考) 平成 16 年度 1.22%

平成 17 年度 3.50%

平成 18 年度 4.74%

##### (2) 指標 2

平成 19 年度における PFI 事業の実施状況を総括的に把握する。

#### 備考

< 関係する法令、施政方針演説等 (主なもの) >

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号)

構造改革特別区域法 (平成 14 年法律第 189 号) 第 11 条, 第 11 条の 2 (刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例)

「国の行政機関の定員の純減について」(平成 18 年 6 月 30 日閣議決定)



評価対象	保護観察対象者等の改善更生		
所管部局	保護局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。		
達成目標 1	保護観察処遇の充実強化を図る。		
指標 1	覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合	目標値等	対前年度増
指標 2	性犯罪者処遇プログラムを受講した者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合	目標値等	対前年度増
指標 3	社会参加活動の活動場所の確保	目標値等	前年度の数維持
指標 4	保護観察終了者に占める無職者の割合	目標値等	対前年度減
参考指標 1	各保護観察号種別の類型の認定割合		
参考指標 2	協力雇用主の数		
達成目標 2	長期刑仮釈放者の社会復帰を促進する。		
指標	中間処遇実施予定者の選定率(実施予定者/仮釈放の応当日を経過している長期刑受刑者)	目標値等	対前年度増
達成目標 3	更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。		
指標 1	全更生保護施設の保護率(年間の収容保護人員/年間の収容可能人員)	目標値等	対前年度増
指標 2	更生保護施設における専門的自立促進プログラム(SST, 酒害・薬害教育等)の年間実施延人数	目標値等	対前年度増
基本的考え方	<p>1 課題・ニーズ, 政策の必要性</p> <p>近年, 保護観察において, 複雑かつ深刻な問題性を抱える, 又は就労の確保に困難を伴う等の改善更生が困難な保護観察対象者の割合が増加しており, 保護観察対象者等の改善更生を図る上で大きな課題となっている。保護観察対象者等の改善更生を図るため,</p>		

その基本となる保護観察処遇自体を充実強化し、また、社会復帰に困難を伴う長期刑受刑者の円滑な社会復帰を促進し、自力では更生が困難な保護観察対象者に対しては、更生保護施設をより積極的に活用することで、保護観察対象者等の社会復帰を促進して再犯を防止する必要がある。

## 2 政策の実施方法

- (1) 保護観察処遇の充実強化のため、「類型別処遇」、「社会参加活動」を充実させる。特に覚せい剤事犯に対しては、本人の自発的意思に基づく簡易尿検査を全国の保護観察所で実施し、また、成人性犯罪等対象者に対しては、性犯罪者処遇プログラムを全国の保護観察所で実施する。また、保護観察対象者等に対する積極的就職促進支援や保護観察対象者の雇用等に積極的に協力しようとする民間事業者である協力雇用主の拡大を図る。
- (2) 長期刑受刑者を仮釈放させる場合に地方更生保護委員会が行っている中間処遇（仮釈放後の一定期間、仮釈放者を更生保護施設に居住させて行う社会適応訓練等）実施対象者の選定を積極化することにより、その増加を図る。
- (3) 更生保護施設を積極的に活用するため、更生保護施設に対する委託の増加を図るとともに、SSTや酒害・薬害教育等の専門的自立促進プログラムを実施する。

## 3 基本目標と達成目標・指標との関係

- (1) 基本目標である「更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る」ためには、保護観察処遇自体の充実強化が基本となることから、「保護観察処遇の充実強化を図る」ことを達成目標とした。そして、その達成度合いについては、類型別処遇の効果や社会参加活動の充実の程度によって測ることができるとの考えから、指標として、「覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績『良好』の占める割合」、「性犯罪者処遇プログラムを受講した者の保護観察終了時成績『良好』の占める割合」、「社会参加活動の活動場所の確保」を設定した。また、就労を確保することは、保護観察対象者が自立した生活を営む上で不可欠であることを踏まえ、保護観察処遇の充実強化の達成度合いを測る更なる指標として、「保護観察終了者に占める無職者の割合」を設定した。
- (2) 基本目標である「更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る」ためには、その社会復帰に特に困難を伴う長期受刑者に対する措置を講ずる必要があるため、「長期刑仮釈放者の社会復帰を促進する」ことを達成目標とした。そしてその達成度合いについては、中間処遇実施予定者として選定されている長期刑受刑者の割合によって測ることができるとの考えから、その達成程度を図る指標として、「中間処遇実施予定者の選定率」を設定した。
- (3) 基本目標である「更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る」ためには、頼るべき親族がない等の理由により自力で更生が困難な保護観察対象者等にも措置を講じる必要があることから、このような者を保護し専門的処遇を行う「更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する」ことを達成目標とした。そして、その達成度合いについては、全更生保護施設の年間の収容

可能人員に応じた積極的な更生保護施設への保護がなされているか、及び自立更生を促進するための専門的プログラムの実施人員により測ることができるとの考えから、指標として、「全更生保護施設の保護率」、「更生保護施設における専門的自立促進プログラム（SST、酒害・薬害教育等）の年間実施延人数」を設定した。

#### 測定方法等

- (1) 保護観察処遇の充実強化については、保護観察対象者の抱えている問題点は多様であり、保護観察を実施する期間も個々に異なるため、一定の期間における改善更生の度合い等について、一律の指標、目標等を設定して評価することは困難であることから、4つの指標を設定し、各指標における施策の実施状況から達成目標の達成度合いを総合的に分析する。
- (2) 長期刑仮釈放者の社会復帰の促進については、平成19年度の間処遇実施予定者選定の調査対象となる長期刑受刑者数と中間処遇実施予定者として選定されている長期刑受刑者数を調査し、中間処遇実施予定者の選定率を測定する。
- (3) 更生保護施設の積極的な活用については、平成19年度中の全更生保護施設の収容可能人員に対して、実際に収容保護した人員の割合を測定する。また更生保護施設におけるSSTや酒害・薬害教育等の専門的自立促進プログラムの年間実施延人数を併せて測定し、本達成目標の達成度合いを総合的に分析することとする。

#### 備考

<関係する法令，施政方針演説等（主なもの）>

犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）

執行猶予者保護観察法（昭和29年法律第58号）

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成15年12月犯罪対策閣僚会議決定）

第4-2- <治療，社会復帰支援による薬物再乱用の防止等>

「子ども安全・安心加速化プラン」（平成18年6月20日犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承）

- 1 - （1）<関係機関の連携強化による立ち直り支援の推進>

「犯罪から子どもを守るための対策」（平成17年12月20日犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議策定）

第一章第一節3（2）<犯罪防止・再犯防止>

評価対象	犯罪予防活動の助長		
所管部局	保護局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	<p>犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。</p>		
達成目標 1	<p>社会を明るくする運動への国民の参加を促進する。</p>		
指標 1	市町村実施委員会の未組織地域 (数)	目標値等	対前年度減
指標 2	主な行事の開催回数及び参加人数	目標値等	対前年度増
達成目標 2	<p>社会を明るくする運動の行事内容の充実を図る。</p>		
指標	中央実施委員会が開催する行事におけるアンケート調査結果	目標値等	行事内容に対する高い評価の獲得
基本的考え方	<p>1 課題・ニーズ，政策の必要性</p> <p>犯罪や非行は地域社会で発生し，犯罪や非行をした者の更生を促す場もまた地域社会に他ならないことから，更生保護活動の実効性を高めるためには，犯罪や非行の生じにくい地域社会づくりを行うことが重要であるところ，近年，犯罪や非行の抑止に大きな役割を果たしている地域の連帯感や家庭の教育力が弱まっており，犯罪の予防に資する地域住民の取組を充実強化する必要がある。</p> <p>2 政策の実施方法</p> <p>代表的な犯罪予防活動として推進している“社会を明るくする運動”への国民の参加を促進させる。</p> <p>3 基本目標と達成目標・指標との関係</p> <p>基本目標である「犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する」ためには，国の取組だけでなく，犯罪の予防に資する地域住民の取組が不可欠であることから，“社会を明るくする運動”への国民の参加を促進すること及び当該行事内容の充実を図ることを達成目標として設定した。</p> <p>(1) “社会を明るくする運動”への国民の参加を促進することの達成度合いについては，都道府県及び市町村等を単位とする当該運動の実施委員会の未組織地域数の増減や，当該運動の主な行事の開催実績により測ることができるとの考えから，指標として，「市町村実施委員会の未組織地域(数)」及び「主な行事の開催回数及び参加人数」を設定した。</p> <p>(2) “社会を明るくする運動”の行事内容の充実を図ることの達成度合いについては，</p>		

行事内容に対する客観的な評価により測ることができるとの考えから、指標として、  
「中央実施委員会が開催する行事におけるアンケート調査結果」を設定した。

測定方法等

“社会を明るくする運動”への参加団体数、主な行事の開催回数及び参加人員を調査するとともに、中央実施委員会が開催する行事に対する参加者のアンケート結果を分析する。

備考

<関係する法令，施政方針演説等（主なもの）>

犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成15年12月犯罪対策閣僚会議決定）

第1-1- <国民の防犯意識を向上させるための広報啓発活動の推進>

評価対象	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施		
所管部局	公安調査庁		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査，処分の請求及び規制措置を行うことを通じて，公共の安全の確保を図る。		
達成目標 1	国民の不安感払拭のため，オウム真理教に対する観察処分を厳正に実施する。		
指標 1	活動状況及び危険性の解明 (立入検査の実施回数)	目標値等	-
指標 2	地方公共団体からの情報提供要請に対する対応状況	目標値等	-
達成目標 2	破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を，必要に応じて政府や関係機関に適時・適切に提供する。		
指標	提供情報の正確性，適時性，迅速性	目標値等	-
基本的考え方	<p>1 課題・ニーズ，政策の必要性</p> <p>(1) オウム真理教（以下「教団」という。）は，現在も無差別大量殺人行為に関する危険な要素を保持しており，多くの国民が依然として不安感を抱いている。</p> <p>このような状況の中，我が国の公共の安全を確保するためには，教団の活動状況及び危険性を解明し，必要があれば再発防止処分の請求を行うほか，関係地方公共団体の請求に応じ教団に対する調査結果をより幅広く提供することなどを通じて，教団の有している危険性の増大を防止し，国民の不安を払拭することが必要不可欠である。</p> <p>(2) 北朝鮮問題や国際テロ等が，我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸案事項となっている情勢において，こうした懸案を解決するためには，政府・関係機関が確度の高い情報を適時に入手する必要がある。</p> <p>このような状況の中，我が国の公共の安全を確保するためには，政府・関係機関に対し，我が国の公共の安全に関するより確度の高い情報を適時・適切に提供することが必要不可欠である。</p> <p>2 政策の実施方法</p> <p>(1) 教団に対する調査を，全国的かつ組織的に展開しつつ，特に必要があると認められるときには公安調査官による立入検査を行うなど，教団に対する観察処分を厳正に実施する。また，関係地方公共団体の長からの調査結果提供要請に対しては，迅速かつ</p>		

適切に対応する。

- (2) 破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて政府・関係機関に提供する。また、より確度の高い情報を適時に提供するため、情報収集及び分析・評価能力の向上、情勢の変化に応じて特別調査体制を敷くなど、時々の優先すべき課題に沿った柔軟な対応、外国関係機関等との連携強化、情報ニーズの把握を行う。そのほか、内外の公安情勢に関する情報の一部については、引き続き、ホームページに掲載して国民への情報提供も行う。

### 3 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標の「破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る」を実現するためには、

- (1) 達成目標 1 としている「オウム真理教に対する観察処分を厳正に実施する」ことにより、教団の危険性の増大を防止し、国民の不安を解消するとともに、
- (2) 達成目標 2 としている「破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて政府や関係機関に適時・適切に提供する」ことにより、北朝鮮問題や国際テロ等我が国の公共の安全の確保にとっての重大な懸案事項に係る政府の政策遂行に寄与すること

が必要となる。

また、達成目標 1 の達成度合いについては、教団の活動状況や危険性についてどの程度解明したか、立入検査をどの程度実施したのか等について総合的に分析することが適当であるとの考えから、指標として「活動状況及び危険性の解明(立入検査の実施回数)」を設定した。そして、国民の不安感払拭の観点からは、調査を実施するだけでなく、関係地方公共団体の長からの調査結果提供要請に対しどのように対応したかを測ることも必要であることから、指標として「地方公共団体からの情報提供要請に対する対応状況」を設定した。

達成目標 2 の達成度合いについては、我が国の公共の安全を確保する上で早急に把握・解明すべき重要課題が多数存在する状況の中、その時々々の情報ニーズに応じた情報を正確性、適時性、迅速性をもって政府・関係機関に提供できたかどうかを測ることが適当であるとの考えから、指標として「提供情報の正確性、適時性、迅速性」を設定した。

#### 測定方法等

達成目標 1 については、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫の影響力、危険な綱領の保持等）の解明の度合いに基づき評価する（立入検査回数、施設数、動員した公安調査官数、関係地方公共団体に対する情報提供件数を含む。）。

達成目標 2 については、情報の提供状況を検証し、その正確性、適時性、迅速性に基づき評価する。

#### 備考

<関係する法令，施政方針演説等（主なもの）>

公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条

第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成18年1月20日）

「テロの未然防止を図るため，情報の収集・分析，重要施設や公共交通機関の警戒警備等の対策を徹底いたします。」

「テロの未然防止に関する行動計画」（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）

#### 6 テロリスト等に関する情報収集能力の強化等

関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律について

同法は，団体の活動として役職員又は構成員が，例えばサリンを使用するなどして，無差別大量殺人行為を行った団体について，その活動状況を明らかにし又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定めており，国民の生活の平穩を含む公共の安全の確保に寄与することを目的としている。

同法が規定する規制措置には，当該団体の活動状況を継続して明らかにするための「観察処分」及び，当該団体の危険な要素の量的，質的増大を防止する必要があると認められる場合あるいは観察処分に付された団体が観察処分の一環である立入検査を妨害するなどして，当該団体の危険な要素の把握が困難と認められる場合に，一定の活動を一定期間制限する「再発防止処分」の二つがある。

なお，「観察処分」の具体的な措置としては，団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められる場合に，団体が所有又は管理する土地又は建物に対して公安調査庁長官が公安調査官に行わせる「立入検査」，同庁長官が当該団体から役職員，構成員の氏名，住所などの報告を受ける「報告徴取」，その他，団体の活動状況を明らかにするために行う「任意調査」がある。



評価対象	登記事務の適正円滑な処理		
所管部局	民事局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	<p>登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減等を図るとともに、国民の利便性を向上させる。</p>		
達成目標 1	<p>平成19年度末までに、全国の登記情報の電子化を完了する。(成果重視事業)</p>		
指標	全国の登記簿の総不動産筆個数に対する移行完了筆個数の割合	目標値等	100%
達成目標 2	<p>平成20年度末までに、全国の登記所に対してオンライン申請を可能とする。(成果重視事業)</p>		
指標	全国の登記所数に対するオンライン申請導入登記所数の割合	目標値等	<p>&lt; 不動産登記 &gt;                      平成19年度末：約90%                      平成20年度末：100%                      &lt; 商業・法人登記 &gt;                      平成19年度末：約90%                      平成20年度末：100%</p>
達成目標 3	<p>登記情報システムの運用経費を削減する。(成果重視事業)</p>		
指標	平成23年度における登記情報システムの運用経費と平成15年度の同経費(約366億円)との比較	目標値等	130億円程度の削減
達成目標 4	<p>平成22年度末までに、全国の登記所に対して地図情報システムの導入を完了する。(成果重視事業)</p>		
指標	全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合	目標値等	平成19年度末：約35% 平成20年度末：約60% 平成21年度末：約80% 平成22年度末：100%
基本的考え方	<p>1 課題・ニーズ、政策の必要性</p> <p>(1) 従来の事務処理においては、紙の登記簿等を基にしていたことから、登記簿謄抄本の交付に長時間を要し、利用者からは待ち時間の短縮が望まれていた。また、登記簿の原本を閲覧に供していたため、登記簿の抜き取り・改ざん等の不正事案も頻発し、</p>		

登記情報の適正な管理が求められていた。

登記情報を電子化し、コンピュータ上で処理することで、登記事項証明書（従前の登記簿謄抄本）の交付に要する時間が短縮され、登記簿の抜き取り・改ざんを防止し、登記事務の信頼性を確保することができる。また、従来管轄の登記所では確認できなかった登記情報を、管轄外の登記所、または自宅から確認することができるシステムの導入も可能となる。

さらに、登記情報の電子化によるメリットを最大限に活用し、窓口に出向くことなく自宅等から登記申請・登記事項証明書交付申請が可能となるオンライン申請システムを導入することにより、インターネットを利用した各種申請・届出手続のオンライン化を推進し、国民の負担軽減、利便性の向上を図る。

(2) 現在の登記情報システムはメインフレームを中核とし、特定メーカー製のハード・ソフトで構築されているため、オープン市場で安価なハード・ソフトを選択できず、新たな情報処理技術の活用も困難である。柔軟でコストパフォーマンス及びオープン性の高いシステムへ移行することにより、行政サービスの向上とコスト削減を図る。

(3) 従来の地図管理システムは、紙による地図の管理業務を前提としたものであり、数値化された地図等の維持・管理を適正に行うことのみを目的とした必要最小限の機能を有するものである。このため、情報の提供方法が紙の交付という手段に限定され、また、当該不動産の管轄登記所では地図等の証明書を取得できないなど、国民の利便性の面で課題がある。

地図情報システムの全国展開により、インターネットを利用した地図情報の提供や、最寄りの登記所から他管轄物件の地図等の証明書の取得ができるようになるなどの行政サービスの向上を実現する。

## 2 政策の実施方法

### 【達成目標 1】

不動産登記については、全国約 2 億 7 千万筆個の登記情報を順次電子化することとし、平成 19 年度末までに全国の登記情報の電子化を完了する。

なお、商業・法人登記については、平成 18 年度末までに全国の登記情報の電子化を完了している。

### 【達成目標 2】

平成 16 年度から、登記情報の電子化を完了した登記所に順次オンライン申請用機器を導入し、達成目標である平成 20 年度末までに全国の登記所に対してオンライン申請を可能とする。

「IT 政策パッケージ 2005」（平成 17 年 2 月 24 日 IT 戦略本部決定）において、「2008（平成 20）年度のできるだけ早期に全国の登記所のオンライン化を実現する。」との目標が掲げられており、電子政府構築の一環として計画的な導入を行う。

### 【達成目標 3】

登記情報システムの運用経費削減の実現に向け、段階的な作業計画を立てて取り組ん

でいく。

再構築第一段階（平成13年度～）

専用端末装置及び専用印刷装置の汎用化。

再構築第二段階（平成16年度～）

全国の登記所に設置しているホストコンピュータの、法務局・地方法務局に1箇所設置されているバックアップセンター（全国50箇所）への集約によるシステム数の大幅な削減。

再構築第三段階（開発・展開：平成15年度～平成22年度）

次期システムの詳細設計以降のシステム開発・展開。

登記情報システムについては、「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省庁情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）において、いわゆるレガシーシステム見直しの対象とされ、平成16年11月19日法務省情報化統括責任者（CIO）の決定により、「登記情報システム業務・システム最適化計画」を公表しており、その後、平成19年11月7日法務省情報化推進会議決定により改定をしている。同計画において、登記情報システム最適化の効果として、「オンライン申請の導入を契機とした業務の最適化及び現行システムの見直しによる最適化等を実施することにより、システム運用経費については、平成15年度に比して年間約130億円程度（試算値）の節減が見込まれる。」とされており、より効率的なシステムを導入することにより、システム運用経費の削減を図る。

#### 【達成目標4】

地図情報システムを導入するために、データの作成・移行作業を実施する。

### 3 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標である「登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減等を図るとともに、国民の利便性を向上させる。」を実現するためには、

- (1) 従来の紙の登記簿による管理業務を見直し、コンピュータ処理を可能とする登記情報の電子化により、事務処理の効率化及び登記情報の適正な管理が見込めるとの考えから、上記達成目標1を設定した。この達成度合いについては、登記情報の電子化への推移により測ることができるとの考えから、指標として、「全国の登記簿の総不動産筆個数に対する移行完了筆個数の割合」を設定した。
- (2) 登記情報の電子化を前提として、インターネットを利用した各種申請手続等のオンライン化を推進することにより、事務処理の効率化及び国民の利便性の向上が見込めるとの考えから、上記達成目標2を設定した。この達成度合いについては、オンライン申請導入登記所数の推移により測ることができるとの考えから、指標として、「全国の登記所数に対するオンライン申請導入登記所数の割合」を設定した。
- (3) 登記情報システムの根本的な見直しによって、より効率的なシステムに移行し、迅速な登記事件処理及び経費の削減が見込めるとの考えから、上記達成目標3を設定した。この達成度合いについては、経費削減の効果を現す運用経費の比較により測るこ

とができるとの考えから，指標として，「平成 23 年度における登記情報システムの運用経費と平成 15 年度と同経費（約 366 億円）との比較」を設定した。

- (4) 従来の紙による地図管理業務を見直し，コンピュータ処理を可能とする地図情報システムの全国展開により，事務処理の効率化及び国民の利便性の向上が見込めるとの考えから，上記達成目標 4 を設定した。この達成度合いについては，地図情報システム導入登記所数の推移により測ることができるとの考えから，指標として，「全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合」を設定した。

#### 測定方法等

##### 【達成目標 1】

平成 19 年度末における不動産登記情報の電子化移行完了率

##### 【達成目標 2】

平成 19 年度末におけるオンライン申請導入登記所数の割合

##### 【達成目標 3】

平成 23 年度における登記情報システムの運用経費と平成 15 年度と同経費との比較（ただし，平成 22 年度までは，最適化計画を実施中であることから，本年度の評価については，同計画の実施状況を報告。）

##### 【達成目標 4】

平成 19 年度末における地図情報システム導入登記所数の割合

#### 備考

<関係する法令，施政方針演説等（主なもの）>

「IT 政策パッケージ 2005」（平成 17 年 2 月 24 日 IT 戦略本部決定）

評価対象	人権の擁護		
所管部局	人権擁護局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与する。		
達成目標 1	人権啓発活動の更なる推進		
指標 1	全市町村数に対する人権啓発ネットワーク参加市町村数の割合 (加入率)	目標値等	対前年度増
指標 2	全国中学生作文コンテスト参加者数 全中学生数に対するコンテスト応募者数の割合 全中学校数に対するコンテスト応募中学校数の割合	目標値等	対前年度増  対前年度増
達成目標 2	人権侵犯事件の適正かつ迅速な調査・対応		
指標 1	子どもに対する人権侵犯事件の対応件数	目標値等	対前年増
指標 2	インターネット上における人権侵犯事件の対応件数	目標値等	対前年増
指標 3	障害のある人に対する人権侵犯事件の対応件数	目標値等	対前年増
達成目標 3	人権相談体制の充実・強化		
指標 1	専用相談電話「子どもの人権110番」における相談件数	目標値等	対前年増
指標 2	インターネットによるメール人権相談件数	目標値等	-
指標 3	施設における特設人権相談所の開設件数	目標値等	対前年増
基本的考え方	1 課題・ニーズ，政策の必要性		

今日においても、子ども、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺にいたるような深刻な「いじめ」など、人権が侵害される事案は後を絶たない。また、最近では、インターネットを利用した人権侵害も増加しており、これらの人権問題は大きな社会問題となっている。

このことから、人権が尊重され、人権侵害が生起しない社会の実現が求められており、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要である。このような理解を深めるため、国民一人一人の心に訴える人権啓発活動を行い、人権尊重思想の普及高揚を図っていく必要がある。

また、これらの人権問題に関しては、充実した人権相談・調査救済体制を整えることにより、相談者が抱える悩みごとを的確に把握するとともに、人権侵害が認められる場合にあっては、迅速的確な救済措置を講ずることが求められる。

## 2 政策の実施方法

### (1) 達成目標 1 について

人権を尊重することの重要性を認識してもらうため、講演会、広報活動、啓発資料の制作等、様々な手法を用いた人権啓発活動を実施する。

### (2) 達成目標 2 について

人権侵犯事件の調査・対応によって、人権侵害の被害の迅速な救済と予防に努めることとし、それらの調査・対応が適正かつ迅速に行われるために、職員や人権擁護委員に対する研修の充実を図り、特に、潜在化するおそれが高い被害者等に関する人権侵犯事件の調査・対応については、重点的に取り組むこととする。

### (3) 達成目標 3 について

子ども及び社会福祉施設等の入所者の人権問題に重点的に取り組むため、子ども専用相談電話の周知、人権相談を受ける機会の少ない高齢者施設、知的障害者更生施設などの社会福祉施設等における相談体制の充実強化及び窓口の開設時間を気にすることなく相談ができるインターネットによる相談受付の周知を図る。

## 3 基本目標と達成目標・指標との関係

### (1) 達成目標 1 について

基本目標である「人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与する。」を達成するためには、広く一般国民を対象に、様々な手法で人権啓発活動を行うことが考えられることから、「人権啓発活動の更なる推進」を達成目標とした。

この達成度合いを測るのに、国、都道府県、市町村といった多様な主体が連携協力する体制を整備することにより、人権啓発活動を更に総合的かつ効果的に推進できると考えられることから、指標として、「全市町村数に対する人権啓発ネットワーク参加市町村数の割合（加入率）」を設定した。さらに、多くの中学生が、人権問題についての作文を書くことにより、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深め、豊

かな人権感覚を身に付けることができると考えられることから、「全中学生数に対するコンテスト応募者数の割合及び全中学校数に対するコンテスト応募中学校数の割合」を指標として設定した。

(2) 達成目標 2 について

基本目標である「人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与する。」を達成するためには、まず人権擁護機関における人権侵犯事件の調査・対応を行う体制を確固たるものとする必要があるのは当然である。とりわけ、被害が潜在化するおそれが高い「子ども」、「障害のある人」等に関する人権侵犯事件への取組を強化することが重要である。そこで「人権侵犯事件の適正かつ迅速な調査・対応」を達成目標とし、

上記の人権侵犯事件への取組強化により、対応件数が増加することが考えられるため、「子どもに対する人権侵犯事件」、「インターネット上における人権侵犯事件」及び「障害のある人に対する人権侵犯事件」の対応件数を指標として設定した。

(3) 達成目標 3 について

基本目標である「人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与する。」を達成するためには、一般的に弱い立場にあり相談者も多いと思われる子どもや社会福祉施設等の入所者に特化した相談体制及び 2 4 時間 3 6 5 日受付可能なインターネットによる相談体制が効果的であることから、「人権相談体制の充実・強化」を達成目標とした。この達成度を測るのに、相談体制の充実強化により、相談を受ける機会及び件数が増加すると考えられることから、「子どもの人権 1 1 0 番及びインターネットによる相談件数」を指標として設定した。

また、施設における特設人権相談所については、それを開設することにより、高齢者・障害のある人等施設入所者にとって相談できる機会が増加し、施設入所者に対する虐待や不当な身体拘束等の人権侵害行為を抑制する効果があると考えられることから、「施設における特設人権相談所の開設件数」を指標として設定した。

測定方法等

1 達成目標 1 について

(1) 指標 1 について

「全市町村数に対する人権啓発ネットワーク参加市町村数の割合（加入率）」を前年度実績と比較する。

(2) 指標 2 について

「全中学生数に対するコンテスト応募者数の割合」及び「全中学校数に対するコンテスト応募中学校数の割合」を前年度実績と比較する。

2 達成目標 2 について

(1) 指標 1 について

「子どもに対する人権侵犯事件」((注) 目標値に、いじめ・体罰等の対応件数を加えたものとする)の対応件数を前年の件数と比較する。

(2) 指標 2 について

「インターネット上における人権侵犯事件」の対応件数を前年の件数と比較する。

(3) 指標3について

「障害のある人に対する人権侵犯事件」の対応件数を前年の件数と比較する。

3 達成目標3について

(1) 指標1について

「子どもの人権110番」の相談件数を前年の件数と比較する。

(2) 指標2について

「インターネットによるメール人権相談」は平成19年2月から実施されており、前年の件数との比較ができないことから、平成19年中の件数を検証する。

(3) 指標3について

「施設における特設人権相談所」の開設件数を前年の件数と比較する。

備 考

<関係する法令，施政方針演説等（主なもの）>

達成目標1について

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）

達成目標3について

「子ども安全・安心加速化プラン」（平成18年6月20日犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承）

困難を抱える子どもの立ち直り等を地域で支援する

（2）困難を抱えた子どもの相談活動の充実



評価対象	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理		
所管部局	大臣官房訟務部門		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	<p>国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。</p>		
達成目標 1	<p>国の利害に関係のある本案訴訟の第 1 審の訴訟手続をすべて 2 年以内に終了させる。 (平成 15 年度から平成 20 年度までの目標)</p>		
指 標	判決により終了した本案訴訟の第 1 審のうち、審理期間が 2 年以内であったものの率	目標値等	100%
達成目標 2	<p>行政機関のための法律意見照会制度の利用の促進を図る。</p>		
指 標	法律意見照会事件数	目標値等	対前年度増
基本的考え方	<p>1 課題・ニーズ、政策の必要性          国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に追行することは、国の正当な利益を擁護するとともに、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り、法の支配による行政の確保に寄与することであるから、国民の権利利益が実現されるためにも、裁判が迅速に行われなければならない。しかし、国の利害に関係のある民事訴訟・行政訴訟の審理期間は、全体としては相当の迅速化が図られてきているが、依然として長期間を要しているものが少なくない状況にある。そこで、司法制度改革を推進する国の一機関である訟務組織として訴訟を追行するに当たっては、裁判の迅速化に関する法律の趣旨に従い、継続的に、訴訟手続の適正・迅速化に努める必要がある。</p> <p>2 政策の実施方法          適正・迅速な訴訟追行のため、訟務組織における人的・物的体制の充実・強化を図るとともに、所管行政庁等に対する迅速な訴訟対応に関する周知及び協力要請並びに法律意見照会制度の積極的利用の促進を図る。</p> <p>3 基本目標と達成目標・指標との関係          「国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。」ためには、第 1 審の訴訟手続については 2 年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標として、訴訟手続の適正・迅速化に努める必要があることから（裁判の迅速化に関する法律第 2 条 1 項）、上記達成目標 1（指標）とした。また、法律意見照会制度は、本来的には紛争を未然に防止する予防司法的役割を果たすものであり、訴訟追行に直接結びつくものではないが、争訟に発展した場合、紛争の初期段階から訟務組織が関与することにより、訴訟のより適正・</p>		

迅速な追行に寄与することが期待できる制度であり，行政機関から積極的に利用される必要があることから，上記達成目標 2 とした。そして，法律意見照会制度の利用を促進するためには，同制度を行政機関に広く周知し，照会があった場合に迅速に対応できるような体制を整える必要があるが，その達成度合いについては，法律意見照会事件数の推移によって測ることができることから，「法律意見照会事件数」を指標として設定した。

#### 測定方法等

訟務組織が追行する本案訴訟で，平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 1 年間に地方裁判所において言渡しがされた第 1 審判決のうち，訟務組織が訴状の送達を受け，又は提訴してから判決が言い渡されるまでの期間が 2 年以内のものの率を算出する。法律意見照会事件件数の対前年度との比較により，制度利用の充実の程度を測る。

#### 備 考

< 関係する法令，施政方針演説等（主なもの） >

裁判の迅速化に関する法律（平成 15 年法律第 107 号）第 2 条第 1 項，第 3 条

法務省設置法（平成 11 年法律第 93 号）第 4 条第 3 1 号

第 162 回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成 17 年 1 月 21 日）

「国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため，裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など，我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は，制度の着実な実施を図ってまいります。」

評価対象	出入国の公正な管理		
所管部局	入国管理局		
評価方式	実績評価方式		
基本目標	<p>平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させ我が国社会の安全と秩序の維持を目指すとともに、我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。</p>		
達成目標1	<p>平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させる。(平成15年度から平成20年度までの目標)</p>		
指標1	平成20年末における我が国における不法滞在者数(推計値)	目標値等	12.5万人以下
指標2	厳格な出入国審査,強力な摘発,円滑な送還等不法滞在者縮減のための施策の実施状況	目標値等	効果的な不法滞在者対策の実施
達成目標2	<p>円滑な出入国審査を実施することにより、国際交流を増進する。</p>		
指標	空港での審査に要する最長待ち時間	目標値等	20分以下
達成目標3	<p>出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い、システム運用経費の削減を図る。(平成18年度から平成23年度までの目標)(成果重視事業)</p>		
指標	いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費全体の抑制効果	目標値等	オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて、現行システムと同等の機能の次世代システムの運用経費を年間35.8億円削減し、個人識別情報システム等の導入後の平成24年度におけるシステム運用経費全体の増加を年間44.6億円に抑制する。
基本的考え方	<p>1 課題・ニーズ,政策の必要性</p> <p>不法残留者数(注1)は近年漸減傾向にあるが、依然としてその数は高水準にあるばかりか、不法就労期間も長期化傾向にあり、さらに、我が国での不法就労を目的として船舶や航空機により不法入国する者も依然として高水準にあり、その不法就労行為は、</p>		

適正な出入国管理の実施を妨げているのみならず，我が国の社会，経済，治安等に悪影響を及ぼしている。

出入国管理行政の重要な役割の一つは，外国人の適正な入国・在留を確保することにより，我が国社会の安全と秩序を維持することである。我が国における出入国管理の秩序は在留資格制度を基本として維持されており，在留資格を有することなく我が国に不法に在留している外国人についてはこれを排除し，入管法違反者の減少を図らなければならない。

一方，現在我が国においては政府を挙げて観光立国の実現に向けて取組を進めているところであり，訪日外国人旅行者数を平成22年までに1,000万人にすることなどが目標として掲げられている。観光には，経済活性化や国際相互理解の促進など，様々な波及効果があり，外国人旅行者の倍増に向けて政府全体が一丸となって取り組む中，出入国管理行政を所管する当局としては，円滑な出入国審査を実施することにより国際交流を増進し，観光立国実現へ貢献することが求められている。

当局においては，これまでも各空・海港における上陸審査手続の円滑化に努めてきたが，空港を利用して我が国を訪れる外国人の間から，上陸審査のために長時間待たされる場合があるなどといった指摘があった。空港における入国審査は，外国人観光客が我が国で最初に体験するものであり，当該外国人が我が国に対して抱く印象に大きく影響するものである。外国人観光客が気持ちよく我が国に入国するためには，空港における審査待ち時間を短縮することは非常に重要と考えられ，観光立国を実現していく上で，欠かせないものである。

さらに，今日の出入国管理行政においては，観光立国及び国際ビジネスの更なる展開を目指した外国人旅行者・ビジネスマンの訪日促進，専門的・技術的労働者の受入れ拡大をはじめとする我が国と諸外国との間の人的交流の拡大・活発化，これによる審査対象者の急激な増加，テロリズム・外国人犯罪の脅威，リピーターの増加，不法就労・不法滞在事案の巧妙化，偽変造文書・なりすまし事案の横行など，環境が大きく変化しており，現行の業務・システムのままでは，この変化に対して柔軟かつ迅速に対応することが難しくなりつつあることから，業務・システムの最適化を推進する必要がある。

## 2 政策の実施方法

入国管理局では，強力かつ効果的な不法滞在者対策を実施するため，不法滞件事犯の取締り（摘発・収容・送還）の強化に必要な経費・要員の確保・充実及び収容施設の拡充・整備等の体制強化を進めるとともに，関係省庁等と協力の上，不法就労外国人対策キャンペーン月間を実施し，不法滞在者の排除に向けた啓発活動を行うほか，新たな入管法違反者の入国を防止するため，最新鋭の偽変造旅券等の鑑識機器を活用し，偽変造旅券等の行使者に対して厳格な上陸審査を実施し退去強制手続を執るなどの水際対策を推進していくこととしている。

また，出入国手続の迅速化・円滑化を図り，最長審査待ち時間を短縮するため，次のような取組を推進することとしている。

・航空機が我が国へ到着する前に，乗員・乗客の情報を入手し，テロリスト等要注意

人物を事前に認知するための事前旅客情報システム（A P I S）の運用

- ・航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックする「プレクリアランス（事前確認）」の実施
- ・入国審査の際、わずかでも入国目的に疑義があるなど審査に時間を要する旅客を別室で審査し、他の旅客の審査を滞らせないようにする「セカンダリ審査（二次的審査）」の実施
- ・日本人・外国人審査ブースの振分けの見直し等による入国審査官の機動的配置
- ・外国人用に審査待ち時間を表示
- ・地方自治体からの研修員の受入れ
- ・出入国カードの多言語化

さらに、最適化における次世代システムの開発に当たっては、特定ベンダーの技術に依存しないオープンなアーキテクチャの採用、サーバ及びストレージの統合による効率化等を実施することとし、これにより現世代システムの運用経費からの削減を図ることとする。

### 3 基本目標と達成目標・指標との関係

上記基本目標を達成するためには、

在留資格を有することなく不法に在留する外国人や、犯罪行為等を行う可能性のある外国人等、我が国にとって好ましくない外国人の排除を図る

出入国審査を円滑に実施し、国際交流の増進を図る

出入国管理行政を取り巻く状況の変化に柔軟かつ迅速に対応しつつ、一層の業務及びシステムの効率化・合理化を図る

という3つの取組が必要であることから、上記達成目標1～3を設定した。

それぞれの達成度合いについて、達成目標1においては、不法滞在者数（推計値）の変動及び不法滞在者縮減のための具体的な施策の実施状況を説明することにより測ることができるとの考えから、指標として「平成20年末における我が国における不法滞在者数（推計値）（指標1）」及び「厳格な出入国審査，強力な摘発，円滑な送還等不法滞在者縮減のための施策の実施状況（指標2）」をそれぞれ設定した。達成目標2においては、具体的にどの程度の円滑化が図られたかを数値により示す必要があるとの考えから、指標として「空港での審査に要する最長待ち時間」を設定した。達成目標3においては、いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費の減少だけでなく、個人識別情報システム等の新規導入に伴い運用経費が増加することも踏まえ、システム運用経費全体における効果により測ることが適当であるとの考えから、指標としてシステム運用経費全体の抑制効果を設定した（注2）。

（注1）不法残留者数は、我が国の出入国港において上陸が許可された外国人のうち、許可された在留期間が経過した後も我が国に滞在している者の数であり、入国管理局において把握している。

（注2）達成目標3の指標の目標値等は、以下の算出による。

現世代システムと次世代システム（同等機能）のシステム運用経費を比較すると、平成22年度以降において年間約35.8億円（試算値）のIT改善効果（ITに係る経常経費の節減効果）を得ることが可能。他方、現世代システムにない拡張機能を含んだシステム全体の運用経費の試算としては、平成24年度以降新たに年間約80.4億円が必要とされ、上記IT改善効果を上回ることとなるが、これは、「バイオメトリクスを活用した出入国審査体制の確立」に要する経費が高額になっていることが理由であり、同施策はテロの未然防止に欠かせないものである。したがって、両者の差額である44.6億円を、「システム運用経費全体の増加額」の上限として目標値に設定したものである。

#### 測定方法等

不法滞在者の半減（達成目標1）に関しては、摘発体制の強化等の状況、水際対策の強化の状況及び不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施状況に留意しつつ、我が国における不法滞在者数（統計値としての不法残留者数及び推測値である不法入国者数の合計）に着目することにより、不法滞在対策の推進を図ることができたか否かを評価する。

円滑な出入国審査（達成目標2）に関しては、全空港において、外国人の入国審査に要する待ち時間を計測し、そのうち最長であった者の待ち時間が20分を超えないよう努めることとする。

また、業務・システムの最適化（達成目標3）に関しては、運用経費の増加予定額44.6億円と、「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」に掲げる各施策をすべて実施した上での次世代システム全体の運用経費の増加額を比較し、IT改善効果を評価する。

#### 備考

< 関係する法令、施政方針演説等（主なもの） >

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成15年12月犯罪対策閣僚会議決定）

「我が国の不法滞在者は25万人程度と推計されているが、これら犯罪の温床となる不法滞在者を、今後5年間で半減させ、（以下略）」

第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成18年1月20日）

「警察と入国管理当局の連携を強化して、25万人と推定される不法滞在者を平成20年までに半減することを目指します。」

第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）

「2010年までに外国人訪問者を1000万人にする目標の達成を図ります。」

「観光立国推進基本計画」（平成19年6月29日閣議決定）

「出入国手続の迅速化・円滑化を図り、外国人の入国審査について、全空港での最長審査待ち時間を20分以下にすることを目標とする。」